

第 7 4 号議案

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 1 2 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「旅費」を「費用弁償」に改める。

第7条の見出しを「（費用弁償）」に改め、同条第1項中「ときは」の次に「、費用弁償として」を加え、同条第2項中「旅費の支給方法」を「費用弁償の支給方法」に改める。

第8条第2項中「100分の217.5」を「100分の220」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第2項の規定は、令和元年6月1日から適用する。
- 2 改正前の東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定により支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。